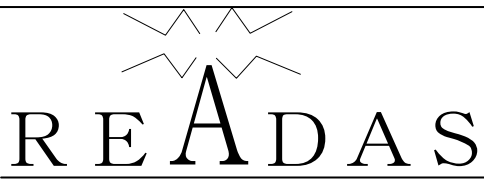


第 5548 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月 8日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 死亡退職金と弔慰金

**Q**：当社の役員がなくなりましたので、遺族の方に退職金を支給しますが、死亡退職金と弔慰金とでは取扱いが違っていると聞きました。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

死亡退職金と弔慰金は、相続税、所得税、法人税においてそれぞれ、次のように取り扱われます。

#### ① 相続税の取扱い

相続税法では、退職金は相続税の課税対象になりますが、弔慰金については、(イ)業務上の死亡は死亡時の賞与以外の普通給与の3年分相当額まで、(ロ)業務外の死亡は死亡時の普通給与の6か月分相当額までが非課税となります。

#### ② 所得税の取扱い

所得税法では、社会通念上相当な弔慰金は非課税になりますが、退職金については死亡後3年以内に支給が確定したものは非課税(相続税の対象)となり、死亡後3年経過後に支給が確定したのものについては受け取った人に所得税が課税されます。

#### ③ 法人税

法人税法では、社会通念上相当と認められる弔慰金及び適正額と認められる退職金は損金の額に算入されますが、退職金のうち不相当に高額な部分の金額は損金不算入となります。なお、社会通念上相当と認められる弔慰金の額については、①の相続税法の規定を目途に支給するといいでしょう。

